

令和4年度 第3回香取市農業委員会総会議事録

令和4年6月7日

6月7日（火）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第8 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第9 報告第3号 農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出について
- 日程第10 報告第4号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について
- 日程第11 報告第5号 軽微な農地改良の届出について
- 日程第12 報告第6号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘	
3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹	
5番	鈴	木	健	夫	6番	山	田	宏	一	
7番	栗	山	雅	幸	8番	石	橋	清	勝	
9番	平	川	君	子	10番	寺	島	美	幸	
11番	海	老	澤	武	12番	飯	森		孝	
13番	高	松	多	可	史	14番	片	野	壽	夫
15番	富	澤	克	彦	16番	菅	谷	樹	雄	
17番	鵜	澤	幹	司	18番	林		藤	江	
19番	伊	藤		寛						

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長	飯	田	利	彦	管理班長	石	毛	明	子
農地班長	滑	川	典	文	主 査	菅	谷	勝	之
主 査	高	橋	亮	太 郎					

開会 午後 3時02分

議 長 本日の出席委員でございますけれども、19名全員ですので、成立をしております。ただいまから、令和4年度第3回農業委員会総会をこれより開会いたします。会議に入りますので、審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

◎議事録署名委員の選任

議 長 まず最初に、議事録署名委員の選出をいたします。議長指名とさせていただきますと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、3番 熱田英夫委員、16番 菅谷樹雄委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。日程第1 議案第1号ないし日程第12 報告第6号をご提案申し上げます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和4年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページから3ページで、整理番号は1番から5番です。

整理番号1番は、親子間の贈与であり、子である農業後継者に所有権移転をするものです。

整理番号2番は、親子間による使用貸借権の再設定です。

整理番号3番及び4番であります。譲受人が同一の案件であります。譲受人が農業経営の安定化を図りたいことから、売買により所有権移転をするものです。

整理番号5番は、譲渡人が農業経営廃止のため、贈与により所有権移転を受けるものです。

以上、5件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 去る5月27日金曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第2班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は5件であります。

案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、4番 芹川 幹委員。

4番芹川委員 整理番号1番について、林推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、母が高齢のため後継になる子が贈与により所有権移転を受けるものです。親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当だと判断いたします。

以上、調査結果を終わります。

議長 整理番号2番について、6番 山田宏一委員。

6番山田委員 整理番号2番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給するため、子に使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。
以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番、4番について、8番 石橋清勝委員。

8番石橋委員 整理番号3番及び4番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。なお、整理番号3番及び4番については、譲受人が同一人であるため、一括して説明いたします。

この申請は、いずれも譲渡人が高齢であり農業経営を維持できないため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。また、譲受人も規模拡大を図りたいことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思えます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番について、17番 鵜澤幹司委員。

17番鵜澤委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

譲渡人は労働力不足により農業経営が困難であるため農地を処分したい意向があり、親戚である譲受人と贈与による所有権移転の協議が整ったものであります。

親戚間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決をいたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和4年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは4ページで、整理番号は1番から2番です。

整理番号1番、2番は関連案件で、〇〇〇〇事業の期間延長に伴う〇〇〇〇〇〇〇用地の一時転用期間の延長の申請でございます。

以上2件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は2件です。

書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については問題ないとの意見でした。

したがって、議案第2号については、農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願ひます。

以上です。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番について、5番 鈴木健夫委員。

5番鈴木委員 整理番号1番につきまして、現地調査等を行った結果をご説明します。なお、整理番号2番は同時案件ですので、一括して説明させていただきます。

場所は、国道〇〇号から〇〇〇〇を目指して上がっていただきまして、そこから〇メートルぐらい先の右側を下りたところ。譲受人は、茨城県〇〇市に所在する〇〇〇〇〇業などを営む法人です。

本件は、申請地において令和4年6月30日までに〇〇〇〇〇用地として一時転用許可を受けていますが、〇〇〇〇計画の延長により一時転用期間を〇年間延長するものです。

なお、周辺農地の営農に支障もないため、特に問題ないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、承認相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和4年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは5ページで、整理番号は1番です。

転用目的は駐車場用地です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2種農地に推定されます。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 海老澤 武委員。

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和4年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
議案の概要を説明します。

ページは6ページで、整理番号は1番から3番です。

整理番号1番は、転用目的は農業用施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第1種農地、不許可例外事由Eに推定されます。

整理番号2番、転用目的は共同住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2種農地に推定されます。

整理番号3番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域の第一種中高層住居専用地域のため第3種農地です。

以上、3件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は3件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

以上です。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、9番 平川君子委員。

9番平川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、○号より○○道路を○○方面に向かい、○○○○の先を右に入ったところです。

本件は、譲渡人は市内に所在する○○○○○○○○○○などを営む法人ですが、○○○○○を使用する食品の需要が高まっており、加工食品を製造するため自社の○○○○○の保管庫の隣接地となる申請地に○○○○○○○○○○に加工する工場を建設するものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水については、雨水は敷地内で浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、蒸発拡散装置にて敷地内にて処理します。また、隣接する農地との境界にコンクリート土留めを設け、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区など受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号2番について、10番 寺島美幸委員。

10番寺島委員 整理番号2番について、飛ヶ谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、○○○○○○○○○○と○○○○○がありますけれども、その向かいの○○○の隣です。

本件は、譲受人は○○○○○○○に所在する○○○○○○○○などを営む法人ですが、周辺の住環境が整っており、入居の需要が見込める申請地に○○○が入居できる共同住宅を1棟建築するものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水については、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流します。また、隣接する農地との境界にコンクリートブロックを設け、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断

いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、11番 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 整理番号3番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですが、〇〇〇から〇〇〇に向かうと国道〇号線の高架下の先、左側に〇〇があります。その裏側近くになります。

本件の譲受人は、現在アパート住まいですが、手狭であるため専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水については、雨水を道路側溝へ放流し、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。また、隣接する農地との境界にコンクリートブロックを設け、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めらる。令和4年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは7ページから118ページで、整理番号は1番から244番です。議案内容の概要については、附属資料のとおりです。

以上244件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和4年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは119ページから210ページで、整理番号は1番から151番です。議案内容の概要については、附属資料のとおりです。

以上151件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参

与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第6号 整理番号64番について審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決をいたします。

議案第6号 整理番号64番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号64番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第6号 整理番号67番について審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決をいたします。

議案第6号 整理番号67番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号67番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第6号 整理番号84番、85番、131番の3件について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号84番、85番、131番の3件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号84番、85番、131番の3件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 議案第6号 整理番号109番について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決をいたします。

議案第6号 整理番号109番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号109番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 議案第6号 整理番号135番、136番について審議いたします。
審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号135番、136番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号135番、136番については、原案のとおり決定いたします。
○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 議案第6号 整理番号146番について審議いたします。
審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号146番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号146番については、原案のとおり決定いたします。
○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 議案第6号 整理番号150番について審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決をいたします。

議案第6号 整理番号150番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号150番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第6号のうち、整理番号64番、67番、84番、85番、109番、131番、135番、136番、146番、150番の10件を除く141件について審議いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号のうち、整理番号64番、67番、84番、85番、109番、131番、135番、136番、146番、150番の10件を除く141件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第6号のうち、整理番号64番、67番、84番、85番、109番、131番、135番、136番、146番、150番の10件を除く141件については、原案のとおり決定いたします。

よって、議案第6号は、原案のとおり決定をいたします。

◎日程第7 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和4年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、4件です。

◎日程第8 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和4年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、48件です。

◎日程第9 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。令和4年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、1件です。

◎日程第10 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地及び採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第53条の規定に該当したので報告する。令和4年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、1件です。

◎日程第11 報告第5号

事務局農地班長 報告第5号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。令和4年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、1件です。

◎日程第12 報告第6号

事務局農地班長 報告第6号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和4年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、3件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時47分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人